令和５年度「赤ちゃんふれあい体験授業」実施事業補助金交付要項

（趣旨）

第１条　茨城県知事（以下「知事」という。）は、少子化対策の一環として、高校生のライフデザイン形成を支援するため、子育て支援団体が県内の高等学校（以下「県内高校」という。）で実施する「赤ちゃんふれあい体験授業」に係る経費（以下「総事業費」という。）のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要項において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　赤ちゃんふれあい体験授業

乳児とその親をゲストとして募集し、生徒との交流を図ることを主な内容とする授業で、「平成 30 年度高校生のライフデザインセミナー開催事業」で作成されたマニュアル（赤ちゃんが学校にやってくる！実施マニュアル）や、同マニュアルを補完する実施事例集に基づき実施され、生徒及び教員向けのアンケート実施を伴うものをいう。

(2)　ネットワーク会議

赤ちゃんふれあい体験授業を実施する団体の増加や意見交換を目的に開催されるものをいう。

(3)　子育て支援団体

家庭や地域での子育て支援を主たる事業とする法人（ＮＰＯ法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人等）及び任意団体をいう。

（補助事業者）

第３条　この要項において、規則第２条第３項に定める「補助事業者」とは、県内高等学校で赤ちゃんふれあい体験授業を実施する子育て支援団体とする。

（補助の対象及び補助率）

第４条　補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額については、別表のとおりとする。

２　この補助金の交付額は、別表中第２欄に定める区分ごとに、第４欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に第５欄の補助率を乗じて得た額と、第３欄に定める補助上限額とを比較して少ない方の額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（補助金交付決定の通知）

第６条　規則第７条による通知は、補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第７条　規則第８条第１項の知事が定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から 15 日以内とする。

（補助事業の内容変更等）

第８条　第６条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、当該補助金の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は除く。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

２　知事は、第１項の規定により提出された申請書の内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、変更交付決定通知書（様式第４号）により補助事業者あて通知する。

（補助事業の中止等）

第９条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金交付決定の取消）

第 10 条　知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要項に違反したときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　知事は、前項により取り消しを行った場合は、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（実績報告）

第 11 条　規則第 13 条の規定による実績の報告は、補助金実績報告書（様式第５号）により行うものとし、補助事業者は事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の３月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。この場合において、第 13 条第１項ただし書きの規定による概算払を受けたときは、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出するものとする。

２　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、消費税等に係る仕入控除税額報告書（第６号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事は報告があった場合は、当該仕入控除額の全部または一部を返還させることがある。

（補助金の額の確定通知）

第 12 条　規則第 14 条の規定による通知は、補助金額確定通知書（様式第７号）により行うものとする。

（補助金の支払）

第 13 条　この補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払することができる。

２　補助事業者は、前項ただし書きの規定による概算払を受けようとする場合は、補助金概算払申請書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

（証拠書類の保存）

第 14 条　補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（立ち入り調査等）

第 15 条　知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、職員をその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用があるものとする。

（書類の提出部数）

第 16 条　規則及びこの交付要項の規定により提出する書類は１部とする。

（その他必要な事項）

第 17 条　この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付　則

この要項は、令和５年４月 18 日から施行する。

別表（第４条）

１事業	２区分	３補助上限額	４補助対象経費	５補助率
「赤ちゃんふれあい体験授業」実施事業	「赤ちゃんふれあい体験授業」の実施に係る経費	１校当たり 130 千円	・消耗品費 ・燃料費 ・通信運搬費 ・手数料 ・保険料 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・印刷製本費 ・報償費 ・旅費 ・賃金	10/10
	ネットワーク会議の開催に係る経費	１回当たり 20 千円	同上	同上

※上記に掲げる補助対象経費のほか、知事が必要と認める経費（ただし、備品購入費を除く）